

# 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会千歳市災害ボランティアセンター設置要綱

平成 16 年 9 月 10 日 制 定  
平成 17 年 6 月 10 日 一部改正  
平成 26 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 29 年 7 月 31 日 一部改正

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、災害時における災害救援ボランティア活動に関する各種の情報を収集・管理し、ボランティア活動を円滑に実施する体制を構築するとともに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の防止及び被害の軽減を図り、円滑な復旧を図るための組織を設置することを目的とする。

1

## (名称及び設置場所)

第 2 条 この組織は、千歳市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）と称し、千歳市社会福祉協議会内に設置する。

2 千歳市社会福祉協議会が被災し、機能を果たさない場合は、千歳市に協力を要請するなどしてセンターの運営が可能な場所に設置する。

## (設置の基準)

第 3 条 センターの設置は、災害が発生した場合に、千歳市の災害対応を鑑み、会長が決定する。

2 会長は、センターの設置に備え必要な配備体制を決定する。

3 配備体制は別に定める。

## (組織及び運営の編成)

第 4 条 センターには、センター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、会長をもって充て、センターを統括する。

3 副センター長は、常務理事をもって充て、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代理する。

4 センターの運営は、統括班、総務班、ボランティア班の 3 班編成により行うものとする。

5 各班の担当者はセンター長が指名し、任務分担はセンター長が別に定める。

## (業務の内容)

第 5 条 センターは次の業務を行う。

(1) 被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズ・状況の把握

(2) ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート

(3) ボランティアの受け入れ及びボランティア活動保険の加入

(4) ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達

(5) ボランティアへの活動要請

(6) 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報

(7) ボランティア活動の記録管理

(8) その他、千歳市災害対策本部から要請された活動

(関係機関との連携)

第6条 センターは業務を円滑かつ効果的に実施するため、千歳市災害対策本部、北海道災害ボランティアセンター、北海道共同募金会等の関係機関及び団体と連携を図り、支援にかかる連絡調整等に努めるものとする。

(経 費)

第7条 センターの運営に要する経費は、共同募金会の「災害支援制度」等をもって充てる。

(閉 所)

第8条 センターは、所期の目的が達成されたとき閉所するものとし、その決定はセンター長が行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。